平成２８年（フ）第１６６０号
埼玉県上尾市須ケ谷３丁目57番地
債務者　江藤　清一
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６５号
埼玉県川口市領家２丁目12番８号　くさや荘201号、旧住所埼玉県川口市末広３丁目15番９号　チェスナッツ202号
債務者　山口健太郎
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７０５号
埼玉県春日部市栄町１丁目８番地　萩原コーポⅢ203
債務者　加藤　洋子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７１０号
埼玉県吉川市中野295番地１
債務者　荻原ゆかり
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７１４号
埼玉県越谷市大字弥十郎335番地10、旧住所埼玉県越谷市大字弥十郎702番地１　サーパス越谷102号
債務者　河野　達郎
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７号
埼玉県吉川市大字平沼93番地１　ユーカリハイム207号、旧住所埼玉県吉川市大字平沼1667番地１
債務者　赤澤　義弘
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
新潟県長岡市七日市1604番地
債務者　阿岸喜美子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
岡山県総社市駅前２丁目15番５号　リバーサイドすみれ105号
債務者　熊谷　　諭
1　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１９９４号
札幌市東区北20条東14丁目１番３－101号
債務者　青山　史洋
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１３７号
札幌市豊平区中の島２条１丁目２番６－405号
債務者　樺澤　一世
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２１１号
札幌市白石区本通17丁目北２番20号　第13大成コーポ101号
債務者　橋本希代美
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０８号
釧路市豊川町20番２号
債務者　大山　文郎
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２２９号
釧路市愛国東３丁目16番22号
債務者　小出　花愛
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４３０号
静岡県三島市錦が丘10番地の５、前住所静岡県三島市中田町10番６号　内田ハイツ101
債務者　土屋　彰吾
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第８４７号
大阪府藤井寺市大井５丁目27番28－401号、前住所大阪市平野区長吉長原東２丁目３番36号　クロスウェイ平野702号室
債務者　江野　美奈（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９９０号
堺市西区上438番地１　レオパレスシャルマン上104号、前住所堺市西区鳳東町６丁601番地１　フローラ東館3006号
債務者　河村光吉こと　秋　　光吉
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０３８号
堺市中区陶器北928番地48
債務者　中村　浩昭
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係